

認定調査員の法令遵守について

認定調査票は、主治医意見書と並んで認定審査会における要介護（要支援）審査及び判定の資料とされており、行政処分である要介護（要支援）認定に関わる大切なものです。

そのため、認定調査に携わる者には、行政職員であると否とに関わらず、厳しい法令遵守が求められています。

認定調査にあたっては、区とあなたが所属する事業者との委託契約により取り決めがあるほか、法律に次のような定めがありますので、この機会に確認してください。

1 秘密保持義務

認定調査の委託を受けた指定居宅介護支援事業者等の役員若しくはその職員若しくは介護支援専門員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはいけません。

【根拠】介護保険法第28条第7項（第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）

【罰則】違反した者 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（介護保険法第205条第2項）

2 みなし公務員規定

認定調査の委託を受けた指定居宅介護支援事業者等（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員等で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされます。

【根拠】介護保険法第28条第7項（第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）

みなし公務員として、公務（認定調査）の公平公正を担保するため、特に厳しく規制されている場合があります。以下は、その一例です。

虚偽公文書作成等（例：認定調査に関して、区に提出する目的で、虚偽の認定調査票を作成した。）

公務員職権濫用（例：認定調査員の職権を濫用して、申請者に義務のないことを行わせた。）

収賄、受託収賄、事前収賄、第三者供賄、加重収賄、事後収賄、あっせん収賄（例：認定調査員が、その職務に関し、金品を收受する約束をした。）

3 事業者指定の取消し等

認定調査の結果について虚偽の報告をしたときは、指定居宅介護支援事業者に係る指定について取消し等の処分を受けることがあります。

【根拠】介護保険法第84条第1項第5号